

集落ぐるみで取り組む獣害対策

獣害対策は、野生獣の生態や防除対策の正しい知識をもって集落ぐるみで実施していくことが効果的です。今年度は、獣害対策に関する記事をシリーズでお届けします。

獣害って何？

野生獣は、もともと奥深い山に生息し、草や木の実を食べべっており、人間と野生獣との棲み分けができていました。しかし、近年の山の食べ物の減少や人々の山林での生活様式の変化に伴い、野生獣の生息域は徐々に里山付近へと変わってきました。

さらには、管理されていない集落周辺の里山に身を潜め、里で栽培された農作物を食べるうちに農作物への嗜好性を高め、度々も集落に出没して農作物被害を発生させています。農作物は山の食べ物よりも栄養価が高いので、野生獣の栄養状態も良くなり、野生獣が増加してさらに被害を拡大させることとなります。

野生獣の生息域の変化



獣害被害の現状

全国的な野生獣による農作物被害額は、近年、200億円前後で推移しており、この被害の内、二ホンジカ、イノシシ、ニホンザルによる被害が7割を占めます。滋賀県では、侵入防止柵の整備が進んだことなどから平成22年度をピークに被害は減少傾向にあります。一方、新たに被害を受ける地域が発生しているため、対策の強化が必要です。

獣害対策の歴史

獣害対策の歴史は、古くから続いています。昔、人々は、イノシシやニホンジカなどの農耕地への侵入を防ぐ対応に力を注いできました。

山中・山麓の田畑に小屋を作り、毎晩寝ずの番をして獣の侵入を防ごうとしていました。大声を上げたり猪笛と呼ばれる笛を吹いたり、鳴子を引いて大きな声を出し続けることは、日中に田畑の仕事をしている人々にとって、大きな負担でした。しかし、「自分の田畑は自分で守る」というのは、基本的なことでした。

また、シシ垣といわれるイノシシやシカの侵入を防止するための長さ10km以上にわたって石や土を積んで作った現代版の防護柵が作られました。このようなシシ垣は、「集落の全戸が協力」して作ったものであり、維持管理も全戸で行いました。このようなシシ垣を見ると、獣害には集落ぐるみの団結が必要になることが分かります。

※『改訂版 野生鳥獣被害防止マニュアル(平成26年3月鳥獣被害対策基盤支援委員会)』より一部抜粋

集落ぐるみで獣害対策に取り組み集落を支援します!!

日野町集落ぐるみ獣害対策事業 補助金制度の案内

獣害対策は、一人で行うことには限界があり、地域住民が協力し合わなければ、効果的な対策につなげていくことは困難です。日野町では、集落ぐるみによる総合的な対策を推進し、実施する集落を支援する制度を平成29年度から創設しました。

日野町集落ぐるみ獣害対策補助金制度の概要

●事業内容

鳥獣害に強い集落づくりのため、総合的かつ継続的な対策を組織的に実施するものに対して、その事業に要する経費を補助する。

●補助対象者

町内の自治会等

●事業期間

プラン承認日より5か年度

●補助対象経費及び補助率

以下の各事業内容のとおり。

●補助上限額

①1,500千円(5年間)

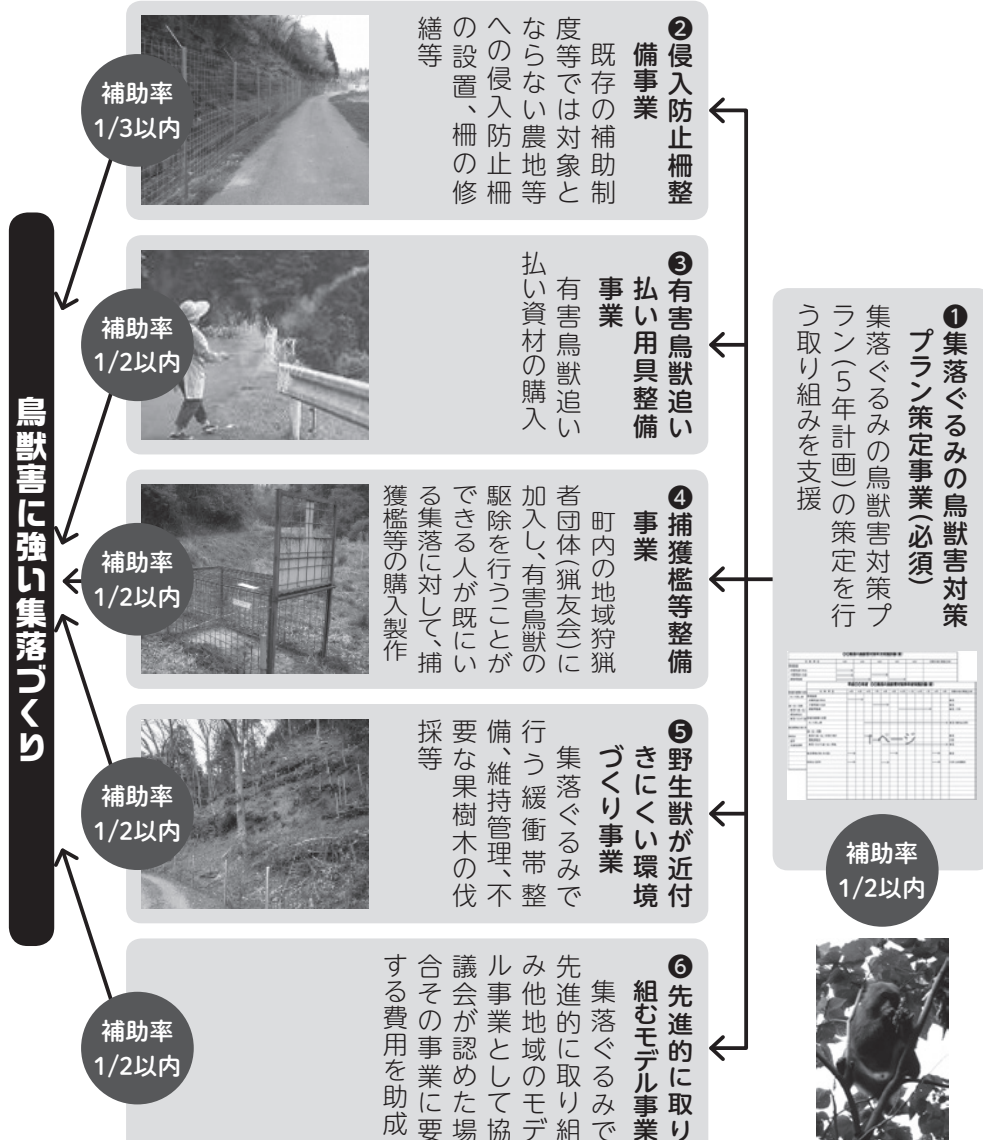
②先進的に取り組むモデル事業を実施の場合 2,000千円

●事業採択の要件

- ①日野町有害鳥獣被害対策協議会が実施する研修会に参加していること。
- ②集落が協議会とともに集落環境点検を実施していること。
- ③右記②の点検結果に基づき、集落の課題について整理し、実施するプランに位置づけていること。
- ④作成したプランを実施することに同意し、集落内で合意形成が図れていること。

※取り組みプランの作成については、協議会が助言やアドバイスを等で支援します。

※要望調査を集落の代表者を通じて、5月末を期限に実施します。



日野町

有害鳥獣被害対策協議会とは

鳥獣による農林被害を食い止めるため、取組地域の代表、JA、森林組合、猟友会農業共済組合、県、農業委員会、町で構成された組織です。野生鳥獣の捕獲や被害防除の対策についての助言や技術紹介、研修など「集落ぐるみ」の獣害対策を支援しています。*獣害対策アドバイザーが集落からの相談に応じています。

※滋賀県から認定を受け、集落ぐるみの獣害対策について助言等を行うものです。

次回の獣害対策シリーズは、広報ひの8月号で『集落環境点検について』を掲載します。